

奈良教育大学自然環境教育センター規則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成19年3月16日規則第16号
改正 平成20年3月28日規則第41号
改正 平成23年3月4日規則第13号
改正 平成24年2月22日規則第17号
改正 平成27年2月27日規則第10号
改正 平成29年7月21日規則第17号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第24条の5第2項の規定に基づき、奈良教育大学自然環境教育センター（以下「センター」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(目的)

第2条 センターは、自然環境教育に関する基礎的研究を行い、自然環境教育を担う人材の養成に寄与するとともに、地域における児童生徒等の教育的ニーズに応じた自然環境教育の推進に貢献することを目的とする。

(部門)

第3条 センターは、前条の目的を達成するために、次の各号に掲げる部門を置く。

- 一 教育研究部門
- 二 地域開放部門

2 前項に掲げるもののほか、センターに奈良実習園及び奥吉野実習林を置く。

(組織)

第4条 センターに、次の各号に掲げる教職員を置く。

- 一 自然環境教育センター長（以下「センター長」という。）
 - 二 センター担当教員（自然環境教育センター）（以下「センター担当教員」という。）
- 2 センターに、次の各号に掲げる教職員を置くことができる。
- 一 自然環境教育センター副センター長（以下「副センター長」という。）
 - 二 特任教員
 - 三 兼務教員
 - 四 客員教員
 - 五 その他必要な教職員
- 3 センターに、必要に応じて、研究部員を置き、学外者の協力を求めることができる。

(センターの事業)

第5条 センターは、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 自然環境教育の内容と方法に関する研究及び実践を行うこと。
- 二 自然環境教育に関する教材の研究及び開発を行うこと。
- 三 自然環境教育に関する実践的指導者を養成すること。
- 四 自然環境教育に関する施設等の管理運営を行うこと。
- 五 自然環境教育に関する公開講座等を実施すること。
- 六 その他、センターとして必要な事業を実施すること。

(センター長等)

第6条 センター長は、センターの管理運営に関する業務を掌理する。

2 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の後任のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。

3 副センター長は、センター長の職務を補佐し、センター長に事故があるときはその職務を代行する。

4 副センター長の任期は、センター長の任期の範囲内における2年以内とし、再任を妨げない。

(センター長適格者等の推薦)

第7条 第14条に規定する運営委員会は、本学専任の教授3名をセンター長適格者として、学長に推薦することとする。

2 センター長は、必要に応じて、本学専任の教授又は准教授の中から副センター長適格者を学長に推薦することができる。

(センター長等の任命)

第8条 学長は、前条第1項による推薦を経て、センター長を任命する。

2 学長は、前条第2項による推薦を経て、副センター長を任命することができる。

(センター担当教員)

第9条 センター担当教員は、センターの業務に従事する。

2 センター担当教員は、大学教員のうちから学長が委嘱する。

(特任教員)

第10条 特任教員は、いずれかの部門に所属し、部門及びセンターの業務に従事する。

(兼務教員)

第11条 兼務教員は、いずれかの部門に所属し、部門の業務に従事する。

2 兼務教員は、大学教員及び附属学校教員のうちから、センター長の推薦に基づき、学長が選考のうえ委嘱する。

(客員教員)

第12条 客員教員は、いずれかの部門に所属し、部門の業務に従事する。

2 客員教員の選考に必要な事項は、別に定める。

(研究部員)

第13条 研究部員は、いずれかの部門に所属し、研究に従事する。

2 研究部員は、運営委員会の推薦に基づき、学長が選考のうえ委嘱する。

(運営委員会)

第14条 センターの管理運営に関する重要な事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(事務)

第15条 センターの事務は、各課の協力を得て、財務課が処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、運営委員会の議により、センター長が定める。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 この規則施行の際、現に在職するセンター長は、この規則により任命されたものとみなす。

附 則 (平成19年規則第16号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成 20 年規則第 41 号）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年規則第 13 号）

この規則は、平成 23 年 3 月 24 日から施行する。

附 則（平成 24 年規則第 17 号）

この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年規則第 10 号）

この規則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年規則第 17 号）

この規則は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。